

**平成29年度
第24回 日神杯 横浜市女子柔道選手権大会
第12回 日神杯 横浜市ジュニア柔道選手権大会
大会要項**

1. 主催 横浜市柔道協会
2. 協賛 日神不動産株式会社
3. 後援 横浜市教育委員会・横浜市市民局・(公財)横浜市体育協会・神奈川県柔道連盟
読売新聞横浜支局・ダイドードリンコ株式会社
4. 日時 平成29年9月10日(日) 午前9時30分 開会 (受付・計量は午前9時～9時30分)
5. 会場 神奈川県立武道館
横浜市港北区岸根町725 (地下鉄「岸根公園前」下車 徒歩3分)
6. 参加資格 (1) 横浜市に在住・在学・在勤いずれかの男女小学生及び中学生以上の女子。
(2) 平成29年度全日本柔道連盟登録済みの個人及び団体。
(3) 中学生以上は個人戦・団体戦いずれにも出場できる。
7. 試合区分 個人戦
小学生
◇1年生の部(男女) ◇2年生の部(男女) ◇3年生の部(男女)
◇4年生の部(男女) ◇5年生男子の部(男) ◇6年生男子の部(男)
◇5・6年女子の部(女)
中学生(女:一級、有段者を除く)
◇44kg級 ◇48kg級 ◇57kg級 ◇57kg超級
◇高校生・一般無段の部(女:一級、有段者を除く)
◇一級の部(女) ◇有段者の部(女:中学生の有段者を含む)
団体戦
◇中学の部(中学生のみで編成)
◇高校・一般の部(高校生以上で編成)
・1チーム3名とする。2名での参加も認めるが申し込み後の増員は認めない。
2名の場合の編成は中堅・大将とする。
・チーム編成は段級の一番上位の者を大将とし以下段級順に編成する。
・学校チームは同一校生で編成する。
(道場・クラブの選手は各団体で継続して練習をしている者であること)
・各団体からの出場は中学の部、高校・一般の部ともに3チーム以内とし、申込
団体としての補欠を2名まで認める。
(選手変更は各試合前に申し出る。ただし、一度退いた選手は再出場できない)
8. 競技方法 (1) 個人戦は各区分ともトーナメント戦とする。
(申し込み人数によってはリーグ戦にする場合もある)
(2) 団体戦はトーナメント戦とし、勝敗は次の順により決定する。
①チーム間の勝ち点の数による。
②勝ち点が同等の場合は、勝ち点の内容による。
③内容も同等の場合は、代表戦による。(申し込み団体数によってはリーグ戦にする場合もある。その際は内容も同等の場合は、引き分けとする)
9. 競技規定 (1) 国際柔道連盟試合審判規定及び本大会の申し合わせ事項による。小学生の部、中学生の部については国内における「少年大会特別規定」を適用する。
①優勢勝ちの判定基準
個人戦においては、得点差が無い場合でも延長戦は行わず、必ず勝敗を決定する。
(「僅差」がない場合、3審制では旗判定で2審制では合議で勝敗を決定する)
団体戦の個々の試合においては、内容順を「一本」「技有」「僅差」の3種類とし、それに満たない場合は「引分」とする。ただし、代表戦は「引分」の選手から抽選で1組選び、時間無制限のゴールデンスコア方式によって勝敗を決定する。
※「僅差」とは選手間に技による評価の差がなく、「指導」差が2以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。

- ②試合時間は、個人戦・団体戦ともに3分間とする。但し審判員が「時間」と宣告したとき以外は時計を止めない。
- (2) 審判規定運用上の申し合わせ事項は、開会式で確認する。

10. 表彰

- (1) 個人戦は各区分ごとにベスト8まで表彰する。
- (2) 団体戦はベスト4まで表彰する。(リーグ戦の場合は3位まで表彰する)
- (3) 出場者全員に参加賞を授与する。

11. 申し込み

- (1) 申込期日 平成29年8月10日(木) 必着
- (2) 申込先 〒220-0061 横浜市西区久保町21-20-602
横浜市柔道協会事務局 鈴木常夫 宛
- (3) 申込方法 所定の申込書と短冊及び団体戦申込書に必要事項を記入の上、上記まで郵送する。
※ 短冊の試合区分・身長・体重を正確に記入する。
※ 申し込み時点での段・級で試合区分を決める。
※ 小学生、中学生の参加については、保護者の同意を得て申し込む。
- (4) 大会当日に申し込み済みの試合区分の変更は認めない。
※ 試合区分の間違えや身長・体重が申告と著しく異なることが発覚した場合は失格にする。
※ 申込責任者は失格者を出さないように選手の段級や体重を確認してから申し込む。

個人情報の扱いについて

申込責任者は出場者の氏名・所属名・写真・映像等の個人情報を大会プログラム及び報道発表・テレビ放映等に掲載・使用することについて、本人の同意を得て申し込む。
小学生、中学生については保護者の同意も得て申し込む。

12. 参加費 無料

13. 受付計量 大会当日午前9時より9時30分までに受付及び中学生の計量を行う。

14. 武道館の使用方法

- (1) 更衣には小道場及び更衣室を使用し、荷物も小道場・更衣室ロッカーに置く。
(多くの人が座れるように、観覧席には荷物を置かない)
- (2) 盗難に注意し、貴重品は各団体又は各自で管理する。
- (3) ゴミは各自で自宅まで持ち帰る。
- (4) ロビーや廊下で練習をしない。
- (5) 自家用車で来場した場合は必ず有料駐車場を利用し、絶対に路上駐車をしない。
- (6) その他、柔道人としてのマナーを守る。

15. その他

- (1) 背中に規定のゼッケンを縫い付けた柔道衣を着用する。
- (2) 女子の柔道衣の中に着用するTシャツは規定通り(白・無地)とする。
- (3) 一級の部以上の勝ち点は昇段審査の成績に加算できる。
- (4) 負傷等の事故については、応急処置を施すがそれ以上の責任は負わない。
但し、主催者が参加者全員について傷害保険に加入する。
- (5) 脳震盪について
選手及び指導者は次の事項を遵守すること。
①大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
②大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精査を受けること)
③練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
④当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。
- (6) 皮膚真菌症(トンズラス感染症)について、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。
もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。
- (7) 大会要項に定められていない事態が生じた場合は、主催者の判断により処理する。